

違法伐採対策の推進について

平成21年9月7日

林野庁木材貿易対策室長
赤木 利行

本日のテーマ

違法伐採を巡るこれまでの取り組み

合法木材を巡るこれまでの成果

今後の課題

違法伐採問題

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが、貧困、政府の腐敗等背景は複雑

(インドネシア50% ロシア20%)

影響

- 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- 正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

対応

木材生産国・加工国・消費国の各取組・協力

- 国内法の整備
政府調達制度 / 違法伐採木材製品等を市場から排除する法的措置
- 途上国（生産国）支援・協力

国際的な議論の経過（1998～2009）

1998年

- バーミンガムサミット: 違法伐採を含む5分野の「G8森林行動プログラム」の承認

2000年

- 九州沖縄サミット: 首脳声明で「違法伐採に対処する最善の方法について検討する」

2005年

- グレンイーグルズサミット: G8環境・開発大臣会合の「政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動への取組」に合意。小泉首相から「我が国の気候変動イニシアティブ」を発表

2008年

- 北海道洞爺湖サミット: 「G8違法伐採専門家報告書」を公表

2009年

- ラクイラサミット

G8違法伐採専門家報告書（概要）

－北海道洞爺湖サミット－

木材加工国を関与させつつ、木材輸出国・輸入国の二国間・多国間の枠組み及び対話の拡大と発展を促進

民間部門に対し影響を与えることができる合法木材を優先して使用する木材調達制度を奨励、適用、改善又は拡大し、その経験を共有

パートナー諸国とともに木材の原産地及びその流通を追跡するためのシステムの開発及び利用を探求

現行のイニシアティブ及び森林モニタリング・評価プロセスを基礎として、森林減少・劣化及び違法伐採を監視するためのグローバル・ネットワークの発展を探求

森林減少・劣化に由来する排出削減（REDD）に関する議論に違法伐採対策に関する議論及び教訓を適切に反映、農業政策及びバイオ燃料政策を含む土地利用政策等の関連施策との連携を強化

我が国の基本姿勢と主な取組

「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、違法伐採問題の重要性を一貫して主張。

2003年6月に署名した「日本とインドネシア2国間の違法伐採協力に関する行動計画」に基づき、違法伐採に関する技術協力を実施。

2002年に発足したアジア森林パートナーシップ (AFP)、東アジア、アフリカ、欧州・北アジア各地域における「森林法の施行とガバナンス閣僚会合 (FLEG)」等に積極的に参加、貢献。

国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じ、合法木材・認証木材の普及・啓蒙、貿易データの不整合の分析・調査、生産国政府のキャパシティビルディング等違法伐採対策に貢献できるプロジェクト等を支援。

2006年4月からグリーン購入法を活用して政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入。また、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定。

インドネシアとの協力

二次元バーコードを活用した木材履歴追跡システムの開発

1) 二次元バーコードによる信頼性の向上



2) 現地での実証試験



丸太情報の入力



ラベルを現場で印刷



伐倒木と根株にラベルを貼付



貯木場に搬入された丸太のラベル(汚れもなくスキャン可)



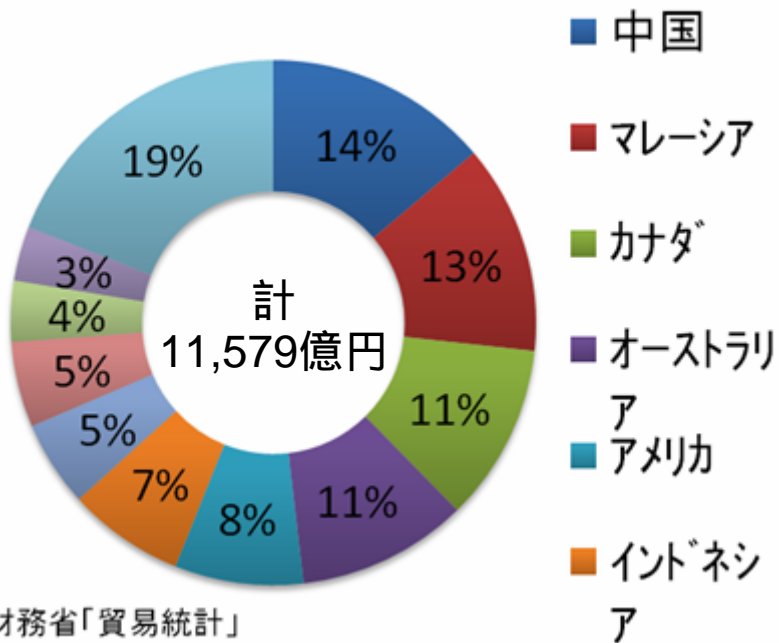
スキャンによる丸太情報の入手と登録



スキャンデータを基に丸太の一覧表を印刷

中国との連携

木材輸入実績(2008年)



日中首脳会談
(08年5月)

違法伐採取り締まりの強化について合意

日中林業TOP定期対話
(08年11月)

木材の生産、流通、貿易システム等を通じて違法伐採問題に対応していくことで一致

日中HED
(09年6月)

・日中共同で取り締まり
・違法伐採について、日中間で覚書の締結の可能性を検討する方向で認識共有

- ・中国は最大の木材輸入相手国
- ・我が国の木材・木材製品の貿易に係る措置は、中国への働きかけが不可欠

合法木材に関する取り組み グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針（閣議決定；2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の概要

合法性、持続可能性等用語の定義

- ・ 合法性： 森林関係法令上、合法的に伐採されたものであること
- ・ 持続可能性： 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

証明方法

- ・ 森林認証とCOC認証を活用した方法
- ・ 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法
- ・ 個別企業による自主的な証明方法

取組状況の検証と見直し

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

H21.3.5現在

団体区分	認定団体数	認定事業者
中央認定団体	20	1,397
都道府県木連(傘下の 木材団体含む)	61	4,839
都道府県森連	41	788
地区素生協	14	386
合計	136	7,410

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績 (平成19年度)

区分	木材・木製品の取扱量(出荷量総数、千m ³)	うち合法性等の証明されたもの(千m ³)	割合(%)
素材生産(国内)	4,896	3,074	62.8
素材流通(国内注)	8,049	3,500	43.5
木材加工(同上)	13,859	4,902	35.4
木材流通(同上)	13,603	2,022	14.9
その他(同上)	12	3	25.0
素材流通(輸入)	5,024	932	18.6
木材流通(輸入)	6,099	302	5.0

出展:社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した87団体4293
認定事業体の数値を集計したもの(平成20年9月調査)

日本木材輸入協会傘下企業による合法木材取扱実績 (平成20年度)

単位: m³

	申告輸入量	合法材数量		比率	
	輸入量(A)	合法材輸入量 (B)	出荷量 (C)	B/A(%)	C/B(%)
丸太	3,697,246	728,558	574,839	19.7	78.9
製材	2,574,724	70,161	4,437	2.7	6.6
合板・ボード	2,570,225	2,141,635	346,031	83.3	16.1
集成材	563,168	14,255	1,870	2.5	13.1
合計	9,405,393	2,954,609	927,177	31.4	31.4

平成20年度違法伐採総合対策推進事業

林野庁長官感謝状受賞者



名称	所在地	業態	認定団体
丸善木材株式会社	北海道 釧路郡釧路町	製材・チップ・加工 品	北海道木材産業協同組合連合会
協和木材株式会社	福島県 東白川郡塙町	製材加工	木材表示推進協議会
住友林業株式会社 木材建材事業本部木材部	東京都 千代田区	木材輸入	日本木材輸入協会
北三株式会社	東京都 江東区	合板・ツキ板製造	全国天然木化粧合単板工業協同組 合連合会
浮羽森林組合	福岡県 うきは市	林産(素材生産)	福岡県森林組合連合会

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言(違法伐採総合対策推進協議会)

合法性の定義(輸入材の合法性確認)

- 輸入材について、蓄積されてきた生産国の調査結果を活用、整理し、合法性を
チェックするためのチェックリスト(Q&A)の充実をはかるべき。

証明方法の信頼性向上につながる方策

- 証明方法の信頼性向上につながる運営上の努力(一定のモニタリングに基づく体系的体系的な普及指導の取組)
- 認定団体の活動の掌握など、証明方法の信頼性向上につながるシステムの導入の検討
- 木材業以外の関係業界の参画の促進

コストの削減につながる方策

- 国、地方自治体などの施策をえて、原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築すること。
- 流通の中心となる事業者の、企業独自の取組が十分に活用されること。

需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策

- 合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくることが決定的に重要であり、
 - 国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象に、合法木材調達マニュアル(チェックリスト)等により一層普及
 - 優良な調達企業等の顕彰、
 - その他、カーボンビジネス、税制や補助金によるインセンティブの付与の検討が必要。

供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策

- 合法木材供給システムが普及するためには、合法木材がいつでもどこでも調達できる状況になることが必要であり、
 - 常時合法木材を供給出来るような体制を整備
 - 製品紹介ページなどで体制の整った供給事業者のPR体制の構築
 - 優良な供給事業者等の顕彰、
 - 輸入材の合法証明手続きの情報公開の促進が必要

提言に対する林野庁の考え方

合法性の定義(輸入材の合法性確認)

- 既存の調査報告や、今後の海外調査等で得られた情報を整理し、合法木材ナビ等で活用。

証明方法の信頼性向上

- 証明方法を検証する体制を22年度予算で整備することを要求。
- 木材業界以外の幅広い業界へのアプローチを実施。

コストの削減

- 公共調達を中心として合法木材の需要を拡大することにより、コスト高を吸収。

需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進

- 民間企業や一般消費者等への需要拡大を目指す

供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給

- 需要増に対応する供給体制を着実に整備

平成22年度予算概算要求の概要

合法木材の普及体制整備

木材産業界等による供給体制の整備

業界に対する説明会、普及マテリアルの作成等

一般消費者への普及啓発

情報窓口の整備、セミナー、説明会等の開催等

合法木材信頼性向上支援

団体・企業の登録

認定事業体等の取組のモニタリング

個別企業の取組の調査

輸入材の合法性証明体制のチェック等

合法性証明の適切な実施を確認することによって、消費者の安心を確保

合法木材の利用拡大を図り、違法伐採木材を排除する

政府調達の一層の推進 (環境省との連携)

中央省庁における政府調達の徹底

- 関係省庁が一堂に会する機会等を通じて調達の徹底を要請

地方公共団体へのPR

- ブロック会議等の機会を通じた働きかけ

公共事業等補助事業による利用拡大

- 要綱要領等に要件として記述することを検討

民主党政策集 INDEX2009

違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ(追跡可能性)システム」を導入します。

(政策目標)

**合法木材を流通させることによって違法伐採
木材を世界のマーケットから排除します。**

ありがとうございました。